

報告(1) 鹿屋市議会 6月定例会の一般質問について (教育委員会関係)

1 未来ある子どもたちのための教育行政	議員名 福崎議員
<p>【質問の要旨】 2020年度からの新学習指導要領で、外国語教育、プログラミング教育等が実施されるが、<u>指導する教員の準備はできているか。特別支援学級もその範囲か。</u></p>	
<p>【答弁の要旨】 新学習指導要領は、<u>小学校では2020年度（令和2年度）から、中学校は令和3年度、高等学校では令和4年度からそれぞれ完全実施されるが、小学校では、外国語教育やプログラミング教育など、新たな内容が、特別支援学級を含む全ての学級で実施されることになる。</u></p> <p><u>本市では、すでに昨年度から、全小学校において、新学習指導要領の内容や時数を前倒して、5・6年生は教科英語として70時間、3・4年生は外国語活動として35時間、1・2年生においても文部科学省の指定を受けて、20時間の外国語活動を実施している。</u></p> <p><u>小学校英語は、原則として担任教員が授業を行うが、英語の堪能な5名の英語指導講師と昨年度から2名増やし7名となった外国語指導助手（いわゆるALT）と協同授業を行い、質の高い授業の実践に努めたり、鹿屋市を5つに分けた英語圏ごとに授業をとおした研修を行ったりするなど、教員一人一人の指導力の向上を図っているところである。</u></p> <p><u>また、本市では、文部科学省の指定を受け、平成27年度に引き続き、平成29年度に県内外から多くの教職員等を迎えて、新学習指導要領の実施に向けた「英語フォーラム」を実施し、小学校英語の授業や事例発表等を公開したところである。</u></p> <p><u>次に、「プログラミング教育」は、単にプログラミングの言語や技能を習得するのではなく、問題解決型の論理的な考え方である①「プログラミング的思考」を育むこと、②プログラミングのよさに気付いたり、コンピュータ等を上手に活用して、よりよい社会を築いていこうとする態度を育んだりすることなどを目的として、全ての学年や教科等で学習することになる。</u></p> <p><u>「プログラミング教育」に係る教職員の指導力向上については、県総合教育センター主催の研修講座の受講や、指導主事を各学校に派遣し、文部科学省からの手引きを基にした校内研修等を実施している。</u></p> <p><u>また、西原台小学校では、「プログラミング教育」の具体的な授業方法等について、パイロット事業として研究・実践を進めている。</u></p> <p><u>電子黒板やタブレット等のICT機器の活用については、授業で十分に活用できていない教職員もいることなどから、平成29年度から寿小学校をモデル校に指定し、ICT機器を効果的に活用した授業の研究・実践を進めており、その成果を各学校に還元し、全ての教職員がICT機器を授業で活用できるよう取り組んでいる。</u></p> <p>教育委員会としては、外国語教育やプログラミング教育を含め「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を推進し、新学習指導要領の完全実施に向けた、着実な準備を行ってまいりたい。</p>	

2	戦争遺産について	議員名	福崎議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>歴史的に価値のある戦争遺産について専門職を配置し調査を行う考えはないか。また、<u>掩体壕、串良基地跡地下壕電信室が文化財指定を受けているが、他の戦跡を指定する予定はないか。</u></p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>現在、<u>文化財センターには、嘱託職員を含め5名の職員がおり、そのうち専門職員である学芸員は、1名の配置となっている。</u></p> <p>文化財センターでは、現在、学芸員を中心に、<u>国指定文化財を目指す岡崎古墳群の整備事業や、伝統芸能の調査・伝承事業、戦争遺産の調査等、専門的で広域・多岐に亘る文化財行政を担っており、専門的な見地から多くの分野の調査研究を進めるためにも、学芸員資格を持った専門職員の充実が、必要であると認識している。</u></p> <p>一方、<u>鹿屋市の戦争遺産については、戦争の記憶を後世に残す貴重な史跡であると認識しており、平成26年度から、戦後70周年に向けて、戦跡を保存し保護する機運が高まったことから、教育委員会では、文化財保護審議会に、6件の戦争遺産の調査・研究を依頼した。</u></p> <p>平成27年度には、<u>そのうち文化財指定の要件を満たす2件について、同審議会に諮問を行い、「川東掩体壕」と「串良地下壕電信室」を、市の文化財史跡として指定したところである。</u></p> <p>なお、<u>文化財指定の要件は、①所有者や管理者の同意が得られていること、②土地を伴う史跡等にあつては、指定地の範囲が明確であること、③また文化財としての価値がわかる学術論文や報告書等が出されていること、等であり、その他の戦争遺産については、現時点では、これらの要件を満たす段階には至っていないところである。</u></p> <p>現在、文化財保護審議会委員に、鹿屋市が認定している鹿屋平和学習ガイドが2名おり、他の専門的な委員の意見はもとより、この方々の意見も十分に聞きながら、「高須のトーチカ」など、<u>指定を受けていないその他の戦争遺産についても、引き続き調査・研究していきたい。</u></p>			

3	東京オリンピック・パラリンピック及びかごしま国体かごしま大会に向けた本市の取組について	議員名	市来議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>国も「東京2020教育プログラム」を展開しているが、本市も取り組んでいるのか、具体例を示されたい。</p>			
<p>【答弁の要旨】</p> <p>東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会が提唱している「東京2020教育プログラム」については、大会ビジョンに基づき、オリンピックやパラリンピック、スポーツの価値などを学ぶ機会を通して、<u>児童生徒に「自信と勇気」「多様性の理解」「主体的・積極的な社会参画」の3つの人格形成に大きく資する価値、いわゆるレガシーを残していくこととされている。</u></p> <p>スポーツ庁はその普及のため、平成29年度からパラスポーツなどの資料や映像を活用してパラリンピックの価値を学習する「<u>国際パラリンピック委員会公認教材</u>」</p>			

を各学校に配布している。

本市でも、すでに教材を道徳や学級活動等で活用した学校もあるが、今後これらの教材を活用した授業をすべての学校で計画し、児童生徒がオリンピック・パラリンピックに興味をもち、その価値を学び、主体的に考え、行動するきっかけにしていきたいと考えている。

一方、「東京2020教育プログラム」では、全国の学校を対象にオリンピック・パラリンピック教育実施校を認証している。本市でも鹿屋小や串良小など10校が申請し、認証されている。

今後、この認証校を中心に「パラリンピック競技の体験学習」や、「アスリートやスポーツ関係者との交流」、「体験活動や交流を通しての障がい者理解を深める学習」などが行われることになっている。

教育委員会としては、本プログラムの趣旨に基づいた実践を通して、世界の文化や人々の価値観など多様性を認め、共生社会への理解を深めるよう指導する。

4 通学路の安全対策について

議員名

中馬議員

【質問の要旨】

- ①幼児・児童・生徒の交通事故の発生状況について示されたい。
- ②本市では、通学路安全推進会議において、通学路の定期的な合同点検等を実施するようになっているが、その現状を示されたい。

【答弁の要旨】

①昨年度、登下校中や学校行事等において発生した交通事故の件数は、小学校4件、中学校4件、鹿屋女子高等学校6件の合計14件となっている。

主な事故の内容としては、徒歩通学中の自動車との接触等が5件、自転車と自動車との接触等が3件、原動機付自転車と自動車の接触等が6件となっている。

また、本年度については、これまでに、中学校で徒歩通学中の、自動車との接触事故等について2件の報告を受けている。なお、学校行事中の交通事故については、昨年度及び本年度を含め、報告はない。

このような中、児童生徒の交通安全に対する意識を高揚するため、各学校においては、警察や交通安全協会等から講師を招き、交通安全教室等を実施している。

②本市では、平成26年3月に、関係機関との連携を図り通学路の安全を確保するため、「鹿屋市通学路交通安全プログラム」を策定し、市内の小学校区を2つのグループに分け、交互に合同点検を実施している。

合同点検では、本市の関係部署や鹿屋警察署等の関係機関が現地に集まり、危険箇所の確認や、対策について協議を行う。

昨年度は、合計15箇所の合同点検を実施し、大規模な予算を伴う工事や、関係機関との手続きに時間を要する箇所を除き、9箇所で、横断歩道の引き直しやカラー化、注意看板の設置等の対応を行っている。

また、大津市の交通事故で注目されているガードレール等についても、合同点検で確認し、通学路安全推進会議で対策が必要と判断された箇所については、それぞれの道路管理者に設置の要請を行っている。

今後とも、関係機関等と連携し、危険箇所の情報共有と対策を進めるとともに、児童生徒への指導を行い、登下校時の安全確保に取り組んでいく。

5 教育現場の実情について	議員名	中馬議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>本市におけるいじめや不登校の現状と、<u>児童虐待の実態</u>をどのように把握し、それに対する対策をどのように行っているか。</p>		
<p>【答弁の要旨】</p> <p>平成30年度いじめの認知件数は、241件となっており、前年度より6件増加している。主な内容としては、冷やかしやからかい、悪口、仲間はずれや無視などとなっている。</p> <p>次に<u>不登校の現状</u>は、病気や事故等を除き、年間30日以上欠席したいわゆる不登校の児童生徒については、平成30年度は113人となっており、前年度より5人減少している。</p> <p>続いて、<u>学校における児童虐待の実態把握</u>については、日ごろの<u>学校の様子や生活記録の記述、教育相談やアンケート等</u>で具体的な情報を得ることにしており、特に児童生徒の体や衣服に<u>明らかな不潔感や外傷のような異変、違和感</u>など虐待が疑われる場合は、<u>直ちに学校から児童相談所や子育て支援課に通告</u>している。</p> <p>なお、昨年度は、<u>学校から子育て支援課へ4人の通告</u>がなされており、これらの児童生徒については、一時保護等（面談や保護者への指導）の対応がなされた。</p> <p>教育委員会としては、本年5月に文部科学省が発出した「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」をもとに、学校は虐待を発見しやすい立場にあることを自覚した上で、虐待の早期発見に努め、虐待は、どこにでも起こり得るという認識に立ち、適切な対応ができるよう、指導体制を整えるとともに、特に情報の管理や関係機関との連携強化について改めて指示したところであり、今後とも児童虐待防止の取組について一層の充実が図られるよう指導する。</p>		

6 教育現場の実情について	議員名	中馬議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>本年4月8日付けで<u>定数どおり配置されなかった学校と教員の人数</u>を示されたい。また、<u>期限付の教員や特別支援教育支援員の配置状況</u>について示されたい。</p>		
<p>【答弁の要旨】</p> <p>各学校の教職員数は、学級数に基づき定められている数と、各学校の規模や特性に応じて配置される数の合計で決められている。</p> <p>まず、鹿屋市内の学級数を基にした配置教員数について、<u>本市の学級数は小・中学校合わせて414学級</u>であり、4月8日時点でこの数に基づく定数として、学級担任の他、<u>管理職や養護教諭、事務職員等を含め、654人全ての教職員が配置</u>された。</p> <p>また、各学校の規模や特性に応じて配置される<u>加配教員</u>の本年度の予定数は、<u>本市全体で72人</u>であり、先ほどの数と合わせて、726人で新年度を迎えるところであったが、4月8日時点で、<u>期限付教職員や長期病気休暇の代わりの職員が、中学校3校で合計3人配置されなかった</u>。</p> <p>3人の教科は、国語科が2人、数学科が1人であったが、これらの学校には、その教科の免許状保有者が他に在籍していたので、その免許状保有者が授業を実施している。<u>現時点では、3人とも配置されており、教職員定数上欠員が生じている中</u></p>		

学校はない。

なお、中学校には、教職員定数とは別に授業のみを受け持つ非常勤講師制度があるが、現在、美術の非常勤講師が1人不足しており、これについても、校内の他の教職員が対応している。一方、小学校では、全ての教職員が配置された。今後も、県教委や学校と連携をしっかりと図りながら、教職員の確保に努めていく。

次に、小・中学校の期限付教職員の配置状況は、鹿屋市の総教職員数726人(昨年707人)に対して、正規職員は644人(昨年645人)、期限付教職員は82人(11.3%)(昨年62人 8.8%)である。

市費で配置する特別支援教育支援員については、各小・中学校からの実態や要望を基に、予算の範囲内でできるだけ多くの支援員を配置しているところであり、平成29年度は33人を配置し、30年度は3人増やし36人を配置した。本年度は現在35人配置しているが、年度内には38人にまで増やし、その充実に努めている。

市教育委員会としては、支援を必要としている児童生徒数は、毎年増加傾向にあることもあり、今後とも各学校の実態や要望を適切に把握しつつ、必要な支援員の確保に努め、特別支援教育の充実に努めていく。

7 教育現場の実情について

議員名

中馬議員

【質問の要旨】

本市では特別支援教育支援員は、8月の勤務がなく収入がないのが現状である。今後、待遇改善は図れないか。

【答弁の要旨】

特別支援教育への理解が進む中、支援を必要とする児童生徒が増加し、より一層の専門性やきめ細やかな対応が求められている。

そのため、教育委員会としても、その重要性を認識しており、障害のある児童生徒の学校生活での支援や介助を行うため、特別支援教育支援員を配置しているところであり、本年度は、昨年度より2名多い、38名を予定したところである。

特別支援教育支援員は、その業務の大部分が児童生徒と直接関わることから、授業等がない7月及び12月の長期休業中は、支援や介助などに関わる支援員全体の研修会等を行い、8月については1ヶ月間の勤務を要しない期間としている。

このような勤務形態等については、ハローワークの求人票や採用面接において確認し、御理解いただいているところである。市教育委員会としては、特別な支援を要する児童生徒の実態を踏まえながら、これまで以上に特別支援教育の充実に努めていく。

8 教育行政について

議員名

米永議員

【質問の要旨】

社会人として働くときに必要な基礎知識や労働法について学ぶ「労働者教育」を充実させる考えはないか。

【答弁の要旨】

近年のグローバル化や少子高齢化の急激な進行による雇用環境の変化に対応し、予測困難な時代を生き抜くためには、働くことの意義や労働に係る基礎的な知識を学校教育において学ぶことは、きわめて大切なことと考えている。

そのため、中学校では、社会科において勤労の権利や労働基本権、労働三法等の基本的な事項の学習に加え、近年話題となっている非正規雇用やセーフティネット、ワークライフバランス等を学習するとともに、キャリア教育として職業調べや職場体験学習、道徳における勤労の尊さや意義など、社会人としての資質能力の基礎の育成に取り組んでいる。

一方、高等学校では、中学校の既習事項を踏まえて、現代社会や政治・経済において、よりよい社会の実現を視野に現代の諸課題を追究する中で、育児・介護休業法や労働者派遣法、ワーキングプア等、今日的課題についてもより深く学習し、また、将来進む可能性のある仕事や職業に関連する活動を試行的に体験するインターンシップを行い、より現実的な職業観や勤労観の形成と確立を目指している。

教育委員会としては、今後とも、生きがいや充実感をもって働き、責任を果たしながら地域社会の発展に貢献する人材を育てていくため、社会の形成者として必要な公的資質の育成に努めていく。

9	教育行政について	議員名	米永議員
【質問の要旨】 性別に関係なくスラックスとスカートを自由に選べる制度を導入し、制服の多様化を図る考えはないか。			
【答弁の要旨】 県内では、自由にスラックスやスカートを選択できる私立の高等学校があるが、 <u>現在、鹿屋市内の中学校及び高等学校においては、そのような例はない。</u> 一方、 <u>登下校時は、寒さ対策や安全面の視点から、自転車やバイク通学の生徒に対して、ジャージを着用することを許可している学校もある。</u> <u>性的マイノリティの児童生徒については、学校生活を送る上で、制服以外に、トイレや更衣室、髪形等の特有の支援が必要であることから、学校においては、悩みや苦痛を安心して話せる相談体制の充実を図るとともに、生徒の心情等に十分に配慮しなければならないと認識している。</u> <u>学校における制服等については、児童生徒や保護者の考え、機能性や安全性、時代の進展等の状況を踏まえ、学校長の責任において選定するものと考えている。</u> 教育委員会としては、 <u>各学校において、性的マイノリティに対する正しい理解に基づいた様々な対応が検討され、一人一人の子どもたちが、安心して楽しい学校生活を送ることができるように指導していく。</u>			

10	発達障がいのある児童生徒への支援について	議員名	西園議員
【質問の要旨】 県内の <u>特別支援学級が増加している</u> と聞かすが、 <u>本市の現状及び今後の課題について示されたい。</u>			
【答弁の要旨】 <u>特別支援学級は、小学校24校中23校に57学級が設置されており、昨年度より9学級の増となっている。中学校は全12校に25学級の設置で、昨年度より4学級の増となっている。特別支援学級を初めて担当する教員は、小中学校あわせて23人で、昨年度の11人を大きく上回っている。</u>			

次に、特別支援学級に在籍する児童生徒の数は、小学校が276人、中学校が84人の合計360人で、昨年度と比べ、小学校が36人、中学校が16人の小中合計で52人の増となっている。このように、年々特別支援学級数が増える中、専門性の高い教職員を担任として配置することや、担任の専門性のより一層の向上が課題となっている。

そのため、小中学校の教員が3年間養護学校で実地研修を行う交流研修制度を活用するほか、県教育委員会の新任担当研修会や、市教育委員会主催の担当者会等へ積極的な参加を促したりしている。

また、各学校の研修会に指導主事や鹿屋養護学校からの講師を派遣したり、市教育委員会や教育事務所の計画学校訪問において、授業の指導を行ったりして、教職員の専門性の向上を図るなど、特別支援教育の充実に努めているところである。

11 発達障がいのある児童生徒への支援について	議員名	西菌議員
<p>【質問の要旨】 様々な障がいに対応する「ボイスオブデイジー」や「マルチメディアデイジー」と呼ばれるデイジー教科書を導入する考えはないか。</p>		
<p>【答弁の要旨】 読むことが困難な児童・生徒の理解を助ける電子教科書、いわゆるデイジー教科書は、現在本市においては小学校の一部で使用されている。</p> <p>このデイジー教科書は、読むことを得意としない子供たちにとって、一番理解しやすいように、映像に合わせた自動音声とともに、読んでいる場所に色がついたり、速さ等を調整しながら使用できたりする、といったような良さがある。</p> <p>現在、本市の小中学校で使用されている教科書の全てがデイジー教科書として提供されており、ダウンロードして無償で使用できることから、一人一人の特性を把握した上で、デイジー教科書の使用が効果的であると考えられるような場合には、積極的な活用が望ましいと考えている。</p> <p>そのほか、特別支援学級では、コミュニケーションをとることが苦手な児童に、絵カード等を作成し、意思表示を手助けすることでコミュニケーションを図るといった指導や、お金の模型やおはじき等の具体物を使って体感させたり、映像を活用して視覚的な理解を促したりする指導など、一人一人の特性に応じた指導の工夫がされている。</p>		

12 発達障がいのある児童生徒への支援について	議員名	西菌議員
<p>【質問の要旨】 発達障がいのある児童生徒の保護者を対象にしたペアレント・トレーニングを取り入れた研修や交流の場など、支援の強化について示されたい。</p>		
<p>【答弁の要旨】 ペアレントトレーニングは、発達障がいだけでなく、虐待や不登校の子どもがいる家族の子どもに対する日常生活の困り感を軽減する支援方法であり、基本的には、行動に注目し、褒める声かけを増やすことで親子の関係性が改善する効果があるとされており、子育て中の保護者にとってはとても大切な活動の1つであると認識し</p>		

ている。

そのため、多くの学校において、教育講演会や学級PTA、家庭教育学級等でその内容を取り入れたりしている。

また、学校外では、福祉法人やNPO団体等による障がいのある児童生徒の作品を展示する「ハートフルウィーク」や児童生徒や保護者が一緒に音楽を楽しむ「とっておきの音楽祭」のほか、各支援事業所による「なかよし運動会」「なかよし遠足」、「料理教室」等で保護者の交流がなされている。

教育委員会としては、保護者の困り感の解消や子どもを取り巻く環境をよりよいものにしていけるよう、学級PTAや家庭教育学級の内容の充実を図ると共に、外部の関係諸団体との連携を更に深め、保護者への情報提供に努めていく。

13 | 学校給食費について

議員名

吉岡議員

【質問の要旨】

① 学校給食の充実と効率的な事業推進に向け、学校給食費について保護者の意見にどのように向き合い、事業推進しているか。

② 学校給食費は地域間や調理方式によって価格差が生じているが、その理由は具体的に何か。また、公平な受益者負担となるよう運営はできないか。

【答弁の要旨】

① 学校給食費は、学校給食法第11条により保護者等に負担を求めている食材等の経費であり、給食費など学校給食の運営に関する重要な事項については、各給食センターにおいては、学校長やPTAの代表者、栄養士等の学識経験者からなる給食センター運営委員会において、また、自校式で給食を実施している学校においては、PTA等で広く意見を伺いながら決定しているところである。

また、南部給食センターでは、5年ごとに児童・生徒、保護者、教職員に対するアンケート調査を行っており（直近では、平成29年2月実施）、味や量はもとより学校給食に関する幅広い意見の聞き取りを行い、学校給食の運営に反映しているところである。

なお、学校給食費の徴収方法については、徴収責任者が学校長であることから、PTA等の意見を伺いながら各学校においてそれぞれ決定している。

② 給食費の価格差について、各センターや自校式の学校においては、それぞれ毎日の献立が異なり、仕入れ先の登録事業者や仕入れの規模も異なることから、このような条件で入札を実施した結果として、センターや自校式の学校ごとに、多少の価格差が生じている状況である。

この価格差については、令和3年9月に供用開始を予定している北部学校給食センターの供用開始の時点で、統一を図る方針であるが、現時点では、価格差に対する公費による調整は、考えていない。

14 学校給食費について	議員名	吉岡議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>学校給食費は、<u>経済的理由により負担が厳しい保護者に対して負担軽減措置を決定できるが、<u>就学援助制度の周知徹底</u>について、どのように取り組んでいるか。</u></p>		
<p>【答弁の要旨】</p> <p>本市では、<u>経済的理由により義務教育の円滑な実施が困難な世帯に対して、入学準備金をはじめ、学用品や通学用品に要する定額の支援に加え、学校給食費については、<u>実費の全額を支援</u>している。</u></p> <p><u>平成29年度からは、就学援助に係る所得の認定基準を緩和し、より多くの世帯が利用できるよう見直しを行っており、本制度の内容や手続きについては、</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の<u>広報誌やホームページ等</u>を通じて広く市民の方に周知 ・次年度小学校への<u>就学を予定している児童の健康診断時</u>での説明 ・小中学校に<u>在学している児童生徒の保護者</u>に対しては、<u>申請開始時期の2月に、各学校を通じて全世帯に案内文を配付</u> ・事情により、<u>生活の状況が急変した世帯</u>については、<u>年間を通じて適宜、個別に本制度の案内と相談を実施</u> <p>これらの取組により、支援を必要とする世帯が本制度を確実に活用できるよう周知の徹底を図っているところである。</p>		

15 学校給食費について	議員名	吉岡議員
<p>【質問の要旨】</p> <p>① <u>学校給食費の未納問題</u>について、<u>時効対策と債権回収対策</u>についてどのように対処しているか。</p> <p>② <u>学校給食費の管理及び滞納者の対応等</u>に係る負担軽減とともに、<u>保護者の利便性向上を図るため、「児童手当」から学校給食費を徴収する</u>考えはないか。</p> <p>③ <u>学校給食費は「私会計」としているが、本市の歳入・歳出予算に計上し管理する「公会計」方式を導入する</u>考えはないか。</p>		
<p>【答弁の要旨】</p> <p>① 本市では、<u>徴収責任者である学校長が、未納のある保護者への督促状の発送や、電話による催告をはじめ、管理職や担任職員等が家庭を訪問する</u>など、給食費の徴収に取り組んでいるところである。</p> <p>また、<u>徴収業務が難航している学校</u>については、<u>給食センターの職員と学校が連携し、未納世帯への対応を協議する</u>など、<u>時効対策と債権回収の対策を、組織的に継続的に進めている。</u></p> <p>② <u>児童手当から学校給食費を徴収する方法</u>については、<u>未納対策に有効な手段と考えられることから、現在、県内19市のうち11の市において、保護者の同意を得たうえで、児童手当からの徴収が実施</u>されている。</p> <p>本市においても、<u>これらの徴収方法について、各自治体の実施状況などを参考に、学校や関係部署との事務の流れや、電算システム等への影響などを検証するとともに、保護者の意見も伺いながら、総合的に検討を進めていきたい。</u></p> <p>③ 現在、本市の学校給食は、<u>児童生徒の保護者から納められた給食費により、食材等を購入し、児童・生徒に給食を提供する「私会計」で管理運営</u>をしている。</p>		

「公会計」を導入した場合、業務執行体制の整備や、それらに伴う管理コストなどの課題もあるが、徴収・管理業務を行っている各学校の事務負担の軽減や、未納対策の一元化による事務の効率化などが改善されるものと認識している。

一方、文部科学省は平成28年6月の「学校現場における業務の適正化に向けて」の通知の中で、「学校給食費については、学校を設置する自治体が自らの業務として徴収・管理の責任を負っていくことが望ましい。」としており、本市としても、その方針に沿って、他の市町村の実施状況や、関係課とも協議等を重ねながら取組を進めていきたい。